

バス事業のあり方検討会 第12回議事概要

日時：平成24年3月6日（火） 15:00～17:10

場所：合同庁舎第7号館 9階共用会議室1

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

【貸切バスの運賃・料金について】

- 運賃・料金については、旅行業者だけでなく教育関係機関も交えて議論していく必要があるのではないか。
- 運賃・料金については、制度と商取引の実態が乖離してしまっているため、商取引の実態をしっかりと把握する必要がある。
- 現行の運賃・料金制度は複雑であることから、時間制運賃、キロ制運賃に絞り込むなど簡素化する必要がある。
- 運賃・料金は、安全を確保するためのコストが回収できるような制度にすべきである。
- 運賃・料金について議論する際、長距離運行の場合は運転手を必ず2名とすることを前提とする必要がある。
- 運賃・料金と貸切バス事業者安全性評価認定制度をリンクさせる必要があるのではないか。
- 運賃・料金の適正化を図るためには、貸切バスの供給量とのバランスを考える必要がある。
- どんなによい制度が作られても、これを守る体制作りがなされていなければ現状の繰り返しになる可能性が高いのではないか。
- 貸切バスの安全性評価認定制度のPRなどを通じて、貸切バスの安全性確保の必要性について一般消費者にも理解されるよう努力すべきである。
- 運賃・料金は、ただ単に「安いから困る。だから高くしてくれ。」ということではなく、なぜこの運賃・料金でなくてはならないのかを利用者に理解・認知してもらうことが重要である。

【報告書骨子案及び今後のフォローアップについて】

- 本検討会ではアルバイト運転手について問題視する意見があったが、やはり運転手の継続的な雇用とそれに伴う体系的な指導・教育の実施についてもっと強制力をもたせてもよいのではないか。
- 高速ツアーバスの乗合高速バスへの移行について、報告書には「指導する」というだけでなく、関係省庁とも連携して、「最終的に移行させる」ということを強調して記述してほしい。
- 本検討会の名称は「バス事業のあり方検討会」であるが、議論は高速バスと貸切バスが中心であった。しかし、これらの問題はそれぞれ単体の問題ではなく、バス事業全体の中で議論する必要があるのではないか。報告書にはこのようなことも記述する必要があるのではないか。
- 新たな高速乗合バス事業規制については、高速ツアーバス事業者だけでなく既存

の乗合バス事業者にとってもメリットがあることであり、このニュアンスも報告書には盛り込むべきである。

- 高速乗合バス事業規制の見直しを行うことによって、利用者に対するわかりやすさを担保したうえで安全性が担保された新しいサービスができるようになり、バス会社で働いている人や貸切バスを使った商品を販売する人にも希望が持てるようになる、というメッセージを報告書に記述したほうがよいのではないか。
- 安全性の向上を図るためには、事業における運行管理者、整備管理者の地位を向上させる必要があるのではないか。
- 本検討会では貸切バスの参入基準について、最低車両数を引き上げるとか参入時には新しい車両でなければならないなどとして強化すべきという意見があったが、現状においてこれらを実施し、参入を制限しなければならないということを証明するデータがないことから、まずは本検討会で示された安全規制の強化等を実施することによってコンプライアンスの向上を図り、一定の安全性を担保できる者でないと事業に参入できないということを示す必要がある。

以 上